

台風・地震等による非常措置

1. 地震発生による非常措置

京都市域（行政区を問わない）において「震度5弱以上」が観測された場合、以下のように措置する。ただし、安全が確認され、授業を実施する場合は、その旨ホームページその他の方法により保護者に連絡する。

- (1) 登校前の場合、原則として次の登校日を臨時休業とする。
- (2) 在校中の場合、直ちに臨時休業とする。

2. 京都市（「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に特別警報以外の気象警報が発表された場合

- (1) 「暴風警報（暴風雪警報を含む）」が発表された場合、以下のように措置する。

(ア) 登校前

暴風警報解除の時刻	措 置
午前 8時までに解除になった場合	平常授業
午前 10時までに解除になった場合	3限目から授業
午後 2時までに解除になった場合	7限目から授業
午後 2時までに解除にならなかった場合	臨時休業

- (イ) 在校中の場合、直ちに臨時休業とする。

- (2) 「大雨警報」「洪水警報」等が発表された場合原則として平常授業とする。

ただし、全市規模で「避難指示」が発令される可能性がある場合は別途指示する。

3. 京都市（「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」が発令された場合

(1) 登校前

特別警報解除の時刻	措 置
午前 0時までに解除になった場合	3限目から授業
午前 9時までに解除になった場合	7限目から授業
午前 9時までに解除にならなかった場合	臨時休業

- (2) 在校中の場合、直ちに臨時休業とする。なお、帰宅途中に交通事情等により帰宅困難となった場合は、学校に引き返すなどの緊急避難措置をとる。